

東日本大震災により生じた災害廃棄物の早期受け入れを求める決議

未曾有の被害をもたらした東日本大震災から１年が経過し、被災地では、復旧・復興に向け、今なお懸命な努力が続けられているが、その妨げになっているのが、膨大な量の災害廃棄物である。

国が平成23年５月に示した「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」では、被災地におけるリサイクル・焼却等の処理を進め、平成26年３月末までに災害廃棄物の処理を終えることとされている。

被災地においては、既存の焼却施設などを最大限活用し処理を進めているが、処理能力の不足により思うように進まず、期限内の処理が危惧されている。

こうした中であって、秋田県では平成24年２月７日に隣県である岩手県と災害廃棄物の処理に関する基本協定を締結し、県内市町村等に対して、岩手県沿岸北部４市町村の可燃系混合廃棄物の早期の受け入れを求めている。

本市においては、実際に災害廃棄物を処理した場合の安全性を検証するため、総合環境センター溶融施設での燃焼試験が必要であることから、２月23日、24日及び３月10日の３回にわたり、施設周辺の住民や企業、学校関係者を対象とした説明会が開催されているが、被災地の早期復興を考えれば、より一層の迅速性が求められている。

よって、本市議会は、燃焼試験の結果や国が示している「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に係るガイドライン」に基づき、災害廃棄物が適正かつ安全に処理されることを確認した上で、住民に丁寧な説明を行い、さらに、国の責任が明確に示された後、早期に災害廃棄物を受け入れるよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成24年３月21日

秋田市議会